

		届出の受理									
六 同法第4条の規定によるポリ塩化ビフエニル廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導及び助言						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
七 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例(平成3年鳥取県条例第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条第1項の規定による特定保管の届出の受理					○	総合事務所長				
	2 同条例第8条第2項の規定による特定保管の届出に係る内容の変更に関する届出の受理					○	総合事務所長				
	3 同条例第10条の規定による特定保管についての指導					○	総合事務所長				
	4 同条例第11条第1項の規定による指導に係る措置を講ずべきことの届出					○	総合事務所長				
	5 同条例第11条第2項の規定による届出に係る措置を講ずべきことの命令					○	総合事務所長				
	6 同法第14条の規定によるポリ塩化ビフエニル廃棄物の確実かつ適正な処理のための指導及び助言					○	保健所長				
八 特定製品に係るフロン類の回収及び処理の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録					○	総合事務所長				
	2 同法第10条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	総合事務所長				
	3 同法第11条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	総合事務所長				
	4 同法第12条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新					○	総合事務所長				
	5 同法第2条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録への登録の更新及び同法第2条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録の更新に係る通知					○	総合事務所長				
	6 同法第12条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の拒否及び同法第12					○	総合事務所長				
九 同法第16条第1項の規定によるポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分等の命令						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
十 同法第17条の規定によるポリ塩化ビフエニル廃棄物の保管等に関する報告の徴収						○	保健所長				
						○	保健所長				
						○	保健所長				
						○	保健所長				
						○	保健所長				
						○	保健所長				
十一 同法第18条第1項の規定による事務所等への立入検査又はポリ塩化ビフエニル廃棄物を収去させること						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
						○	総合事務所長				
七 鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例(平成3年鳥取県条例第39号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条第1項の規定による特定保管の届出の受理					○	保健所長				
	2 同条例第8条第2項の規定による特定保管の届出に係る内容の変更に関する届出の受理					○	保健所長				
	3 同条例第10条の規定による特定期間についての指導					○	保健所長				
	4 同条例第11条第1項の規定による指導に係る措置を講ずべきことの届出					○	保健所長				
	5 同条例第11条第2項の規定による届出に係る措置を講ずべきことの命令					○	保健所長				
	6 同法第14条の規定によるポリ塩化ビフエニル廃棄物の処分等の命令					○	保健所長				
八 特定製品に係るフロン類の回収及び処理の実施の確保等に関する法律(平成13年法律第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第9条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録					○	保健所長				
	2 同法第10条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長				
	3 同法第11条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長				
	4 同法第12条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の更新					○	保健所長				
	5 同法第2条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録への登録の更新及び同法第2条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録の更新に係る通知					○	保健所長				
	6 同法第12条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録の更新の拒否及び同法第12					○	保健所長				

	条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録の更新の拒否に係る通知							条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録の更新の拒否に係る通知					
7	同法第3条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更及び同法第3条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更に係る通知				○	総合事務所長		同法第3条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更及び同法第13条第2項において準用する同法第10条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更に係る通知					○ 保健所長
8	同法第3条第2項において準用する同法第1条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否及び同法第3条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否に係る通知				○	総合事務所長		同法第3条第2項において準用する同法第11条第1項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否及び同法第3条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録簿の登録事項の変更の拒否に係る通知					○ 保健所長
9	同法第4条の規定による登録簿の閲覧				○	総合事務所長		同法第4条の規定による登録簿の閲覧					○ 保健所長
10	同法第5条第1項の規定による施設等の届出の受理				○	総合事務所長		同法第5条第1項の規定による施設等の届出の受理					○ 保健所長
11	同法第6条の規定による登録の抹消				○	総合事務所長		同法第6条の規定による登録の抹消					○ 保健所長
12	同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令 (一) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	総合事務所長		同法第7条第1項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令 (一) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの				○	
13	同法第7条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知 (一) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの			○	○	総合事務所長		同法第7条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による登録の取消し又は業務の停止命令に係る通知 (一) 日野総合事務所の管轄区域に係るもの (二) (一)以外のもの				○	
14	同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量等の報告の受理				○	総合事務所長		同法第22条第2項の規定による第一種フロン類回収業者からの回収量等の報告の受理					○ 保健所長
15	同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知		○					同法第22条第3項の規定による報告事項の主務大臣への通知			○		
16	同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言				○	総合事務所長		同法第23条の規定による第一種フロン類回収業者に対する指導及び助言					○ 保健所長
17	同法第24条第1項及び第2項の規定による第一種フロン類回収業者に対する勧告及び同法第3項の規定による命令				○	総合事務所長		同法第24条第1項及び第2項の規定による第一種フロン類回収業者に対する勧告及び同法第3項の規定による命令					○ 保健所長
18	同法第25条第1項の規定による第二種特定製品回収業者の登録							同法第25条第1項の規定による第二種特定製品回収業者の登録					○ 保健所長



									条第2項の規定による当該廃止等に関する通知							
									27 同法第29条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録					○	保健所長	
									28 同法第30条第1項の規定による登録簿への登録及び同法第2項の規定による登録の通知					○	保健所長	
									29 同法第31条第1項の規定による登録の拒否及び同法第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長	
									30 同法第32条第1項又は第3項の規定による国土交通大臣からの通知の受理			○				
									31 同法第32条第2項の規定による登録簿への登録又は登録の拒否				○	保健所長		
									32 同法第32条第4項において準用する同法第30条第2項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の通知又は同法第32条第4項において準用する同法第31条第2項の規定による登録の拒否の通知					○	保健所長	
									33 同法第32条第6項において準用する同法第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録又は同法第32条第6項において準用する同法第30条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の通知若しくは同法第32条第6項において準用する同法第4項において準用する同法第31条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の変更の登録の拒否の通知					○	保健所長	
									34 同法第32条第7項の規定による登録の通知					○	保健所長	
									35 同法第32条第9項の規定による国土交通大臣への通知				○			
									36 同法第33条第1項において準用する同法第2条第2項において準用する同法第9条第2項の規定による第二種フロン類回収業者の登録の更新若しくは同法第33条第1項において準用する同法第12条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による登録の更新若しくは同法第21項の規定による当該更新に係る通知又は同法第33条第					○	保健所長	

					1項において準用する同法第2条第2項において削除する第11条第1項の規定による登録の事務の相否若しくは同法第2項の規定による当該拒否に係る通知						
37	同法第38条第1項において削除する同法第13条第2項において準用する同法第10条第1項の規定による第二種フロン類回収業者の登録事務の変更若しくは同法第2項の規定による当該変更に係る通知又は同法第33条第1項において準用する同法第13条第2項において削除する同法第1条第1項の規定による登録の登録事務の変更の拒否若しくは同法第2項の規定による当該拒否に係る通知					○	保健所長				
38	同法第38条第1項において削除する同法第4条の規定による第二種フロン類回収業者の登録の権限						○	保健所長			
39	同法第38条第1項において削除する同法第5条第1項の規定による第二種フロン類回収業者による廃棄等の届出の受理						○	保健所長			
40	同法第38条第1項において削除する同法第16条の規定による第二種フロン類回収業者の登録の取消						○	保健所長			
41	同法第38条第1項において削除する同法第7条第1項の規定による第一種フロン類回収業者の登録の取消し又は登録の停止命令及び同法第33条第1項において削除する同法第7条第2項において準用する同法第1条第2項の規定による当該取消し等に係る通知				○						
42	同法第38条第1項において削除する同法第22条第2項の規定による第二種フロン類回収業者からの回収量等の報告の受理						○	保健所長			
43	同法第38条第2項において削除する同法第4条の規定による同法第22条第2項の規定による登録を受けた第二種フロン類回収事業者(以下「第2項第二種フロン類回収事業者」という。)による登録簿の権限						○	保健所長			
44	同法第38条第2項において削除する同法第5条第1項の規定による第2項第二種フロン類回収事業						○	保健所長			

								者に係る施設等の届出の受理					
								45 同法第33条第2項において準用する同法第16条の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の取消				<input type="radio"/>	保健所長
								46 同法第33条第2項において準用する同法第17条第1項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者の登録の取消又は業務の停止命令及び同法第33条第2項において準用する同法第17条第2項において準用する同法第11条第2項の規定による当該削除等の通知			<input type="radio"/>		
								47 同法第33条第2項において準用する同法第22条第2項の規定による第2項第二種フロン類回収事業者からの回収量等の報告の受理				<input type="radio"/>	保健所長
								48 同法第41条の規定による報告郵便の主務大臣への通知			<input type="radio"/>		
								49 同法第42条第1項の規定による指揮及び助言			<input type="radio"/>	保健所長	
								50 同法第33条第1項又は第4項の規定による勧告及び同法第6項の規定による命令			<input type="radio"/>	保健所長	
								51 同法第33条第2項の規定による国土交通大臣への通知			<input type="radio"/>		
								52 同法第41条第1項の規定による報告の徵収又は勧告及び同法第2項の規定による命令			<input type="radio"/>	保健所長	
								53 同法第40条の規定によるフロン類の回収又は処理の実績の状況等に関する報告の徵収			<input type="radio"/>	保健所長	
								54 同法第1条第1項の規定による立入検査			<input type="radio"/>	保健所長	
<b>九 略</b>													
十 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の規定による指揮及び助言						<input type="radio"/>	総合事務所長					
	2 同法第20条第1項の規定による関連事業者に対する勧告及び同法第2項の規定によるフロン回収業者に対する勧告						<input type="radio"/>	総合事務所長					
	3 同法第20条第3項の規定による同法第二項の勧告に係る措置を構すべきことの命令						<input type="radio"/>	総合事務所長					
	4 同法第22条第1項の規定による引取業者の登録及び同法第						<input type="radio"/>	総合事務所長					
十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第19条の規定による指揮及び助言						<input type="radio"/>	保健所長					
	2 同法第20条第1項の規定による関連事業者に対する勧告及び同法第2項の規定によるフロン回収業者に対する勧告						<input type="radio"/>	保健所長					
	3 同法第20条第3項の規定による同法第二項の勧告に係る措置を構すべきことの命令						<input type="radio"/>	保健所長					
	4 同法第22条第1項の規定による引取業者の登録及び同法第						<input type="radio"/>	保健所長					



	取消し又は業務の停止命令								取消し又は業務の停止命令						
20	同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令に係る通知						○	総合事務部長	20	同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による許可の取消し又は業務の停止命令に係る通知					○ 保健所長
21	同法第9条において準用する同法第7条の規定によるプロン類回収業者の登録簿の根覧						○	総合事務部長	21	同法第9条において準用する同法第7条の規定によるプロン類回収業者の登録簿の根覧					○ 保健所長
22	同法第9条において準用する同法第18条第1項の規定による廃棄等の届出の受理						○	総合事務部長	22	同法第9条において準用する同法第18条第1項の規定による廃棄等の届出の受理					○ 保健所長
23	同法第9条において準用する同法第19条の規定による登録の抹消						○	総合事務部長	23	同法第9条において準用する同法第19条の規定による登録の抹消					○ 保健所長
24	同法第30条第1項の規定による解体業者の許可  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの	○		○				総合事務部長	24	同法第30条第1項の規定による解体業者の許可	○				
25	同法第30条第2項の規定による解体業者の許可の更新  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの	○		○				総合事務部長	25	同法第30条第2項の規定による解体業者の許可の更新	○				
26	同法第32条第2項の規定による解体業者への不許可処分の通知  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの	○		○				総合事務部長	26	同法第32条第2項の規定による解体業者への不許可処分の通知	○				
27	同法第33条第1項の規定による解体業者の変更の届けの受理  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの				○	○	総合事務部長		27	同法第33条第1項の規定による解体業者の変更の届けの受理				○	
28	同法第34条の規定による解体業の廃棄等の届出の受理  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの				○		○	総合事務部長	28	同法第34条の規定による解体業の廃棄等の届出の受理				○	
29	同法第36条の規定による解体業の許可の取消し又は業務の停止命令  （一）日野総合事務所の管轄区域に係るもの （二）（一）以外のもの	○		○				総合事務部長	29	同法第36条の規定による解体業の許可の取消し又は業務の停止命令	○				
30	同法第37条第1項の規定による破却業の許可  （一）日野総合事務所の管轄区域に係	○							30	同法第37条第1項の規定による破却業の許可	○				

								総合事務所長									
31	同法第7条第2項の規定による破産業者の許可の更新 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの	○															
32	同法第39条第2項の規定による破産業者への不許可処分の通知 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの	○															
33	同法第70条第1項の規定による破産業者の変更の届け (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの	○															
34	同法第70条第2項において準用する同法第39条第2項の規定による破産業者への変更の不許可処分の通知 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの	○															
35	同法第71条第1項の規定による破産業者の変更の届けの受理 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの					○			○	総合事務所長							
36	同法第72条において準用する同法第4条の規定による破産業の廃業等の届けの受理 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの						○			○	総合事務所長						
37	同法第72条において準用する同法第66条の規定による破産業の届けの取消し又は業務の停止命令 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの (二) (一)以外のもの	○															
38~40	略																
41	同法第30条第1項の規定による勧告及び同条第3項の規定による命令							○	総合事務所長								○ 保健所長
42	同法第125条第1項及び第2項の規定による警察本部長への意見聽取 (一) 日野総合事務所の申請に係るもの	○										○					



									するもの イ アリのもの				<input type="checkbox"/> 保健所長
6 同条例第8条第1項の規定による現地調査の実施 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するものに限る)</u> (二) (一)以外のもの				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>	総合事務所長			<u>(二) (一)以外のもの ア 告示紙覽を要するもの イ アリのもの</u>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 保健所長
7 同条例第8条第2項の規定による周知計画の修正の指示 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するものに限る)</u> (二) (一)以外のもの				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>	総合事務所長			<u>(二) (一)以外のもの ア 告示紙覽を要するもの イ アリのもの</u>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 保健所長
8 同条例第9条第1項又は第2項の規定による市町村長等への照会又は審議照会の結果の通知 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するものに限る)</u> (二) (一)以外のもの				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>	総合事務所長			<u>(二) (一)以外のもの ア 告示紙覽を要するもの イ アリのもの</u>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 保健所長
9 同条例第12条の規定による意見書の受理 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するものに限る)</u> (二) (一)以外のもの				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>	総合事務所長			<u>(二) (一)以外のもの ア 告示紙覽を要するもの イ アリのもの</u>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 保健所長
10 同条例第13条第1項の規定による見解書の受理 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するものに限る)</u> (二) (一)以外のもの				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				
					<input type="checkbox"/>	総合事務所長			<u>(二) (一)以外のもの ア 告示紙覽を要するもの イ アリのもの</u>	<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/> 保健所長
11 同条例第14条第1項の規定による指導及び助言 (一) <u>日野総合事務所の所有又は係るものの(区分業に係るもの又は告示紙覽を要するもの</u>				<input type="checkbox"/>				<u>(一)産業廃棄物の処分業に係るもの</u>	<input type="checkbox"/>				

	(に限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
12	同条例第14条第2項の規定による市町村長への協力の要請 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
13	同条例第5条の規定による実施状況報告書の受理 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
14	同条例第16条第1項の規定による実施状況報告書等の送付 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
15	同条例第16条第2項の規定による市町村長の意見の聴取 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
16	同条例第17条第1項の規定による合意形成に関する審査結果の通知等 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る。) (二) (一)以外のもの				○	総合事務所長		(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
17	同条例第17条第3項の規定による実施状況報告書の受理 (一) 日野総合事務所の所有区域に係るもの				○			(二) (一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリ外のもの		○			○	保健所長	
								17	同条例第17条第3項の規定による実施状況報告書の受理 (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの						

	もの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る) (二)(一)以外のもの			○ 総合事務所長			もの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
18	同条例第18条第1項の規定による意見の調整の申出の受理  (一) 日理総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る) (二)(一)以外のもの			○			18 同条例第18条第1項又は第2項の規定による意見の調整の申出の受理又は意見の調整の実施  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの		○ 保健所長
19	同条例第18条第2項の規定による意見の調整の実施	○					もの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
20	同条例第18条第3項の規定による市町村長への協力の要請	○					19 同条例第18条第3項の規定による市町村長への協力の要請  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
21	同条例第18条第5項の規定による調整に関する意見書の受理	○					20 同条例第18条第5項の規定による調整に関する意見書の受理  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
22	同条例第19条第1項の規定による意見の調整結果の通知等	○					21 同条例第19条第1項の規定による意見の調整結果の通知等  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
23	同条例第20条の規定による意見の調整の終結	○					22 同条例第20条の規定による意見の調整の終結  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
24	同条例第21条第2項の規定による協定の締結に関する助言 (一) 日理総合事務所の所管区域に係るもの(処分業に係るもの又は告示範囲を要するものに限る) (二)(一)以外のもの			○			23 同条例第21条第2項の規定による協定の締結に関する助言  (一) 産業廃棄物の処分業に係るもの (二)(一)以外のもの ア 告示範囲を要するもの イ アリのもの		○ 保健所長
25	同条例第22条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当面届出書						24 同条例第22条第1項又は第2項の規定による変更届出書の受理又は当面届出書		



県民生活課	一 国民生活安定緊急措置法施行令(昭和49年政令第4号)第4条第2項の規定により知事の権限に属するものとされた国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第21号)に基づく事務	1 同法第6条第2項の規定による標準価格等の表示をすべきことの指示 2 同法第6条第3項の規定による特許権の権利を保護すべきことの指示 3 同法第7条第1項の規定による指定物資を標準価格以下の価格で販売すべきことの指示 4 同法第7条第2項の規定による特許権の権利を保護すべきことの指示 5 同法第30条第1項の規定による業者に対する報告の要求及び営業等への立入検査の実施		○			
	二 生活必需物資等の買占め及び完惜しみに対する緊急措置に関する法律施行令(昭和48年政令第200号)第2条の規定により知事の権限に属するものとされた生活必需物資等の買占め及び完惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)に基づく事務	1 同法第3条の規定による特許権の権利を保護すべきことの指示 2 同法第4条第1項の規定による特許物資の保護をすべきことの指示 3 同法第4条第2項の規定による特許物資の保護をすべきことの命令 4 同法第4条第4項の規定による完惜しみに関する裁定 4の2 同法第4条第5項の規定による裁定の通知 5 同法第5条第1項の規定による業者に対する報告の要求及び営業等への立入検査の実施 6 同法第5条第2項の規定による倉庫等への立入検査の実施		○			
	二の二 物価統制令施行令(昭和47年政令第319号)第11条及び附則第4項の規定により知事の権限に属するものとされた物価統制令(昭和21年勅令第118号)に基づく事務	1 同法第3条第1項ただし書の規定による統制額を超える契約支払又は受領の禁止の例外についての旨可 2 同法第4条の規定による公衆浴場入浴料金の統制額の指定 3 同法第8条の2ただし書の規定による履行の変更、消滅等の禁止の例外についての別段の定めの制定又は當可 4 同法第30条の規定による報告の権利、帳簿の作成の命令又は検査の実施	○				
	三 不当景品類及び不当表示処理法(昭和47年法律第134号)	1 同法第9条の2の規定による適切行為を取りやめること等の指示	○				

号に基づく知事の権限に属する事務	2 同法第9条の3第1項の規定による適当な措置を採るべきことの要求	<input type="radio"/>					
	3 同法第9条の4第1項の規定による品質表示に関する報告の要求及び取引等への立入検査の実施		<input type="radio"/>				
四 家庭用品品質表示法施行令(昭和37年政令第390号)第3条の規定により知事の権限に属するものとされた家庭用品品質表示法(昭和37年法律第104号)に基づく事務	1 同法第4条第1項の規定による表示事項の表示又は遵守事項の遵守をすべきことの指示				<input type="radio"/>		
	2 同法第4条第2項の規定による指揮に従はずむ旨の公示		<input type="radio"/>				
	3 同法第10条第2項の規定による家庭用品の品質に関する表示の調査				<input type="radio"/>		
	4 同法第9条第1項の規定による販売業者からの報告の聴取及び點検等への立入検査の実施				<input type="radio"/>		
五 消費生活用製品安全法施行令(昭和39年政令第48号)第10条の規定により知事の権限に属するものとされた消費生活用製品安全法(昭和48年法律第31号)に基づく事務	1 同法第3条第1項の規定による特定製品の販売の実態の状況に関する報告の徵収				<input type="radio"/>		
	2 同法第4条第1項の規定による特定製品の販売の事を行う者の事務所等への立入検査の実施				<input type="radio"/>		
	3 同法第5条第1項の規定による特定製品の所有者等に対する特定製品を提出すべきことの命令				<input type="radio"/>		
六 消費生活協同組合法(昭和23年法律第200号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条第3項ただし書の規定による組合員のみの者に組合の事業を利用させることの許可		<input type="radio"/>				
	2 同法第2条第5項の規定による組合に対する措置の命令		<input type="radio"/>				
	3 同法第6条第2項の規定による横断定額例の制定		<input type="radio"/>				
	4 同法第14条ごとにて付する民法第56条の規定による仮理事の選任		<input type="radio"/>				
	5 同法第13条第3項の規定による定期の変更の認可		<input type="radio"/>				
	5の2 同法第13条第4項の規定による規約の設定、変更又は廃止の認可		<input type="radio"/>				
	6 同法第38条の規定による組合の創立の認可	<input type="radio"/>					
	7 同法第32条第2項の規定による組合の解散の認可	<input type="radio"/>					
	8 同法第33条第1項の規定による角組	<input type="radio"/>					





	項の規定による事業活動の是正の勧告					
22	同条例第9条第2項の規定による事業活動の是正の勧告に基づいて講じた措置についての報告の要求		○			
23	同条例第9条第3項の規定による事業活動の是正の勧告に従事する旨の公表	○				
24	同条例第10条の規定による緊急調査に係る情報の公表	○				
25	同条例第11条の規定による生活必需物資の供給の確保等の協力の要請		○			
八	特定卸取引に関する法律命令(昭和61年政令第295号)第8条の規定により知事の権限に属するものとされた特定卸取引に関する法律(昭和51年法律第57号)に基づく事務	1 同法第7条の規定による必要な措置を探るべきこととの指示 2 同法第8条第1項の規定による卸販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことの命令 3 同法第8条第2項の規定による命令をした旨の公表 4 同法第8条の規定による必要な措置を探るべきこととの指示 5 同法第9条第1項の規定による卸販売業者に係る卸販売取扱いについての勧告を行い、若しくは卸業者が行なつることを停止し、又は卸販売店の全部若しくは一部を停止すべきことの命令 6 同法第9条第2項の規定による命令をした旨の公表 7 同法第6条の規定による必要な措置を探るべきこととの指示 8 同法第7条第1項の規定による特許業者に係る業務の全部又は一部を停止すべきことの命令 9 同法第7条第2項の規定による命令をした旨の公表 10 同法第6条の規定による必要な措置を探るべきこととの指示 11 同法第7条第1項の規定による薬剤供給及販賣店の全部又は一部を停止すべきことの命令 12 同法第7条第2項の規定による命令をした旨の公表 13 同法第10条第2項の規定による必要な調査及び適切な措置の実施 14 同法第6条第1項の規定による報告の徵収又は事業界等へ		○		
					○	

		の立入検査の実施					
九 ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行令(平成5年政令第19号) 第7条の規定により知事の権限に属するものとされたゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律(平成4年法律第3号)に基づく事務	1 同法第10条の規定による必要な措置を探るべきことの指示 2 同法第11条第1項の規定による会員契約の締結、更新又は解除に係る契約の全部又は一部を停止すべきことの命令 3 同法第11条第2項の規定による命令をした旨の公表 4 同法第7条第1項の規定による報告の徵収及び事業者への立入検査の実施	○  ○  ○  ○					
十 鳥取県立消費生活センター管理条例(昭和46年鳥取県条例第8号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による指示				○	消費生活センター所長	
十一 化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)に基づく知事の権限に属する事務(市町村長に委任したものを除く。)	1 同法第2条の規定による死亡熊取扱場外における死牛販賣の許可 2 同法第3条の規定による化製場又は死牛販賣場の設置者等に対する報告の請求又は化製場若しくは死牛販賣扱場への立ち入り及びその構造設備等の検査				○	保健所長	
	3 同法第6条の2の規定による化製場若しくは死牛販賣場の構造設備の公衆衛生上必要な其構造等に適合するため必要な措置等の命令				○	保健所長	
	4 同法第6条の2の規定による化製場又は死牛販賣場の構造設備の公衆衛生上必要な其構造等に適合するため必要な措置等の命令				○	保健所長	
	5 同法第7条の規定による化製場若しくは死牛販賣場の設置者等の取扱い又はその施設の使用の制限若しくは禁止の命令		○				
	6 同法第8条ごとに定める用する同法第3条の規定による製造又は販賣の施設の設置の許可及びその構造設備の変更の届出の受理		○				
	7 同法第8条ごとに定める用する同法第6条の規定による製造又は販賣の施設の設置者等に対する報告の請求又はその施設への立ち入り及びその構造設備等の検査		○			○	保健所長

									○ 保健所長
									8 同法第8条において準用する同法第6条の2の規定による製造又は販売の施設の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令
								○	9 同法第8条において準用する同法第7条の規定による製造又は販売の施設の許可の取消し若しくはその施設の使用の制限若しくは禁止の命令又はその处分を受ける者の处分の処分の原因と認められる違反行為の通知若しくは説明等の機会の供与
							○		10 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域における動物の飼養等の許可
								○	11 同法第9条第1項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理
								○	12 同法第9条第4項の規定による動物の飼養等についての許可を受けなければならない区域として新たに指定された区域内において動物の飼養等をしている場合における動物の種類等の届出の受理
								○	13 同法第9条第5項において準用する同法第6条の規定による飼養等をする者等に対する報告の請求又は畜舎等への立入り及びその構造設備等の検査
								○	14 同法第9条第5項において準用する同法第6条の2の規定による畜舎等の構造設備の公衆衛生上必要な基準に適合させるため必要な措置等の命令
							○		15 同法第9条第5項において準用する同法第7条の規定による動物の飼養等の許可の取消し又は畜舎等の使用の制限若しくは禁止の命令
十二 鳥取県化製場等に関する法律施行規則(昭和61年鳥取県条例第61号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条第2項の規定による化製場等の構造設備以外の変更の届出の受理						○		
	2 同規則第5条の規定による化製場等の経営の停止等の届出の受理						○		
	3 同規則第1条の規定による動物の飼養等の変更の届出の受理						○		保健所長



		激の保健等の措置の実施状況の検査				
		7 同法第5条の規定による美容師の禁錮の命令				<input type="radio"/> 保健所長
	十七 美容師法施行令(昭和32年政令第277号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同令第5条の規定による美容師の業務停止処分をしたときの厚生労働大臣への通知	<input type="radio"/>			
	十八 美容師法施行規則(平成10年厚生省令第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条第3項の規定による美容師の免許登録又は免許証明書の受理			<input type="radio"/>	保健所長
	十九 クリーニング業法(昭和25年法律第207号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定によるクリーニング所の位置等の届出の受理又は届出事項の変更若しくはクリーニング所の廃止の届出の受理 2 同法第5条の2の規定によるクリーニング所の構造設備の検査及び確認			<input type="radio"/>	保健所長
	2の2 同法第5条の3第2項の規定によるクリーニング所の営業者の地位の承継の届出の受理				<input type="radio"/>	保健所長
	3 同法第6条の規定によるクリーニング師の免許		<input type="radio"/>			
	4 同法第7条の規定によるクリーニング師試験の施行		<input type="radio"/>			
	5 同法第8条の規定によるクリーニング師の免許に関する事項の登録		<input type="radio"/>			
	6 同法第9条の規定による洗濯の処理等の業務に従事する者の業務の停止				<input type="radio"/>	保健所長
	7 同法第10条の規定によるクリーニング所への立入り及びクリーニング所等の清潔保持等の措置の実施状況の検査の実施				<input type="radio"/>	保健所長
	8 同法第10条の2の規定による営業者が法令の規定に違反している場合の必要な措置を探るべき旨の命令				<input type="radio"/>	保健所長
	9 同法第11条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖の命令				<input type="radio"/>	保健所長
	10 同法第12条の規定によるクリーニング師の免許の取消し		<input type="radio"/>			
二十 クリーニング業法	1 同令第1条の規定によるクリーニング		<input type="radio"/>			

		施設令(昭和28年政令第233号)に基づく知事の権限に属する事務	師の免許證の交付、訂正及び交付又は再交付						
		2 同令第2条の規定による他の都道府県知事の免許を受けたクリーニング師の免許の取消しを適当と認めるときの免許を与えた都道府県知事への通知		○					
	二十一 興行場法(昭和23年法律第137号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第2条の規定による業として興行場を経営することの許可				○	保健所長		
		2 同法第2条の2第2項の規定による営業の承認の届出の受理				○	保健所長		
		3 同法第5条の規定による営業者等からの報告の徴収又は立入り及び断続的の換気等の措置の実施状況検査の実施				○	保健所長		
		4 同法第6条の規定による業として興行場を経営することの許可の取消し又は営業の停止の命令				○	保健所長		
	二十二 烏取県興行場法施行条例(昭和59年鳥取県条例第16号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第4条の規定による興行場の設置の場所、構造設備又は措置の基準の緩和等の決定				○	保健所長		
	二十三 烏取県興行場法施行細則(昭和59年鳥取県細則第60号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同細則第3条の規定による興行場営業の変更の届出の受理				○	保健所長		
		2 同細則第4条の規定による興行場営業の停止等の届出の受理				○	保健所長		
	二十四 旅館業法(昭和23年法律第138号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による旅館業を経営することの許可				○	保健所長		
		2 同法第3条の2第1項又は第3条の3第1項の規定による営業の承認				○	保健所長		
		3 同法第7条第1項の規定による営業者等に対する報告の徴収及び徴収又は営業の施設への立ち入り及びその構造設備等の検査の実施				○	保健所長		
		4 同法第7条の2の規定による営業の施設の構造設備の基準に適合させるために必要な措置を探るべきことの命令				○	保健所長		
		5 同法第8条の規定による旅館業の経営の許可の取消し又は営業の停止の命令				○	保健所長		
	二十五 旅館業法施行規則	1 同細則第4条の規定による旅館業の経				○	保健所長		

		則 例第123 年厚生省令 第28号)に基 づく知事 の権限に属 する事務	當の届可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し くは廃止の届出の受 理							
		二十六 鳥取 県衛生業法 施行条例(昭 和13年鳥 取県条例第 49号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第5条第2 項の規定による客の 収容定員の基準の緩 和  2 同条例第6条第3 項の規定による水質 基準に係る届出の受 理					○	保健所長	
		二十七 公衆 浴場法(昭 和23年法律 第139号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同法第2条の規定 による業として公衆 浴場を経営すること の許可  2 同法第2条の2第 2項の規定による営 業の承継の届出の受 理  3 同法第4条の規定 による伝染性の疾病 にかかるいると認め られる者等に対して 入浴を認めること の許可  4 同法第6条の規定 による営業者等に対 する報告の請求又は 公衆浴場への立入り 及び業として公衆浴 場を経営することの 許可に付した条件の 遵守等の状況の検査 の実施					○	保健所長	
			5 同法第7条第1項 の規定による業とし て公衆浴場を経営す ることの許可の取消 し又は営業の停止の 命令					○	保健所長	
		二十八 公衆 浴場法施行 規則(昭和 23年厚生省 令第27号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同規則第4条の規 定による業として公 衆浴場を経営するこ との許可の申請書に 記載した事項の変更 又は営業の停止若し くは廃止の届出の受 理					○	保健所長	
		二十九 鳥取 県公衆浴場 法施行条例 (昭和82年 鳥取県条例 第4号)に基 づく知事の 権限に属す る事務	1 同条例第3条第9 項の規定による水質 基準に係る届出の受 理  2 同条例第6条の規 定による公衆浴場につ いて講じなければならない 措置の基準の緩和					○	保健所長	
		三十 生活衛 生環境営業 の運営の適 正化及び振 興に関する 法律施行令 (昭和82年 政令第279 号)第9条 第1項の規 定により知 事の権限に属 するものと された生活衛 生環境営業の運 営の適正化及 び振興	1 同法第9条第1項 の規定による適正化 規制の設定の認可又 はその変更の認可  2 同法第1条の規定 による適正化措置の 変更の命令又は認可 の取消し  3 同法第4条の2の規 定による共済規程 の設定の認可又はそ の変更若しくは廃止 の認可	○						
			4 同法第4条の10第 1項の規定によ り認可の取消 し又は廃止の命 令又は認可の變 更の命今又は認 可の取消し	○						

			ひ組合に関する法律(昭和12年法律第164号)に基づく事務	1項の規定による組合協約の認可又はその変更の認可							
				5 同法第14条の2の規定による組合協約の締結に関するあつせん	○						
				6 同法第24条第1項の規定による組合の設立の認可	○						
				7 同法第28条第3項の規定による組合の定款の変更の認可	○						
				8 同法第28条第5項の規定による組合の定款の変更の届出の受理	○						
				9 同法第2条(同法第8条第5項、第16条第6項又は第28条に規定する場合を除く)の規定による組合員による総会の招集の認可	○						
				10 同法第50条第2項の規定による組合の解散による組合の解散の認可	○						
				11 同法第22条の2の規定による組合の役員の解任の届出	○						
				12 同法第22条の3の規定による組合の解散の命令	○						
				13 同法第22条の4第1項の規定による小組合の設立の認可	○						
				14 同法第22条の7第3項の規定による小組合の合併の認可	○						
				15 同法第36条の6第1項の規定による組合員以外の者に対する料金若しくは機器価格又は営業方法を改めることの届出	○						
				16 同法第30条第1項の規定による営業者等からの報告の領取又は事務幹事の立入り及び業務の状況等の検査の実施	○						
				17 同法第30条第4項の規定による調査の申出の受理	○						
				18 同法第30条第5項の規定による調査の実施及び結果の通知	○						
				19 同法第22条第1項の規定による意見の聴取	○						
三十一 生活衛生関係商業の運営の適正化及び振興に関する法律施行規則(昭和32年厚生省令第37号)に基づく知事の権限に				1 同規則第6条の規定による組合の役員に変更があった旨等の届出の受理	○						
				2 同規則第11条の規定による組合員の異動に関する報告書の受理	○						

属する事務							
三十二 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和50年法律第20号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第5条の規定による特定建築物についての届出及び届出許可の変更の届出の受理並びに総務課長への通知						○ 保健所長
	2 同法第11条の規定による特定建築物の所有者等に対する報告の徴収又は特定建築物への立入検査						○ 保健所長
	3 同法第12条の規定による特定建築物の所有者等に対する必要な措置を探るべきことの命令又は特定建築物等の使用の停止若しくは妨碍						○ 保健所長
	4 同法第12条の2第1項の規定による建築物に対する清掃を行なう事業を営んでゐる者の營業所等の登録						○ 保健所長
	5 同法第12条の4の規定による登録営業所の登録の取消し						○ 保健所長
	6 同法第12条の5第1項の規定による登録業者に対する報告の徴収又は登録営業所への立入検査等の実施						○ 保健所長
	7 同法第13条第2項の規定による国策に対する必要な説明又は資料の提出の要求						○ 保健所長
三十三 烏取県暴走族根絶条例(平成2年烏取県条例第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第8条第1項の規定による基本方針の策定	○					
	2 同条例第8条第2項の規定による警察本部長の意見の聴取				○		
	3 同条例第8条第3項の規定による基本方針の公表	○					
	1 同法第3条第1項の規定による土地の措置の許可及び同法第3項の規定による総務室長への協議				○		
	2 同法第4条第2項の規定による土地の措置の不許可の通知				○		
	3 同法第5条第2項の規定による許可の有効期間の更新				○		
三十四 温泉法(昭和23年法律第125号)に基づく知事の権限に属する事務	4 同法第6条第1項の規定による開削工事の完了又は廃止の届出の受理				○		
	5 同法第7条第1項の規定による土地の措置の取扱い及び同法第2項の規定による公益上必要な措置の命令				○		
	6 同法第8条の規定による原状回復の命令				○		

					○	
7	同法第9条第1項の規定による増額又は運動力の装置の許可				○	
8	同法第9条第2項において準用する同法第4条第2項の規定による増額又は運動力の装置の不許可の通知				○	
9	同法第9条第2項において準用する同法第5条第1項の規定による増額又は運動力の装置の新規の有効期間の更新				○	
10	同法第9条第2項において準用する同法6条第1項の規定による増額又は運動力の装置の工事の完了又は廃止の届けの受理				○	
11	同法第9条第2項において準用する同法第7条第1項の規定による増額又は運動力の装置の許可の取消し及び同法第2項の規定による公益上必要な措置の命令				○	
12	同法第9条第2項において準用する同法第8条の規定による原状回復の命令				○	
13	同法第10条第1項の規定による温泉の採取の制限の命令				○	
14	同法第11条第1項の規定による環境大臣への協議				○	
15	同法第12条第1項の規定による温泉のゆう出量等に対する影響の防止に必要な措置の命令及び同法第2項の規定による関係行政への協議				○	
16	同法第13条第1項の規定による温泉の利用の許可及び同法第3項の規定による不許可並びに同法第4項において準用する同法第4条第2項の規定による不許可の通知					○ 保健所長
17	同法第14条第3項の規定による温泉の成分等の場所の届出の受理及び同法第4項の規定による内容の変更の命令					○ 保健所長
18	同法第15条第1項の規定による温泉成分分析を行う施設の登録及び同法第2項の規定による登録の申請の受理				○	
19	同法第16条第3項の規定による登録簿への登録				○	
20	同法第15条第5項の規定による登録又は登録抹消の通知				○	

							21 同法第6条の規定による登録済機関の変更の届出の受理				○		
							22 同法第7条第1項の規定による機器の取扱いの廃止の届出の受理				○		
							23 同法第18条の規定による登録済機関の登録の取消			○			
							24 同法第19条の規定による登録済機関登録等の検査				○		
							25 同法第21条の規定による登録済機関の登録の取消し			○			
							26 同法第24条第1項の規定による温泉成分分析を行う者からの報告の収集又は立入検査等の実施				○	保健所長	
							27 同法第26条の規定による温泉利用施設等の改善の指示				○		
							28 同法第27条第1項の規定による温泉の利用の許可の取消し及び同条第2項の規定による温泉の利用の制限等の命令			○			
							29 同法第30条第1項の規定による温泉を採取する者からの温泉のゆう出量等についての報告の収集				○	保健所長	
							30 同法第31条第1項の規定による温泉の利用施設等への立入検査等				○	保健所長	
							三十五 鳥取県温泉法施行規則(昭和62年鳥取県規則第24号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第4条の規定による温泉消許申請書等の届出事項の変更の届出の受理			○		
							2 同規則第7条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ等の届出の受理及び同条第2項ごとに併用する温泉法第6条第1項の規定による温泉ゆう出路のしゅんせつ工事等の完了又は廃止の届出の受理				○		
											○		
											○		
											○		
											○		
											○		
											○		
											○		保健所長



				間の業者規程を変更すべきことの命令（同法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指計量証明検査機関に係るもの）を含む。）						
13	同法第33条第1項の規定による検査機関の事業者権等又はそれらの変更の受理（同法第121条第2項において準用する同法第33条第1項の規定による指計量証明検査機関に係るもの）を含む。）	○								
14	同法第36条（同法第121条第2項において準用する場合を含む。）の規定による同法第86条第2号に規定する者の解雇すべきことの命令	○								
15	同法第37条の規定による指定定期検査機関に対する必要な措置を採るべきことの命令（同法第121条第2項において準用する同法第30条第3項の規定による指計量証明検査機関に係るもの）を含む。）	○								
16	同法第46条第1項の規定による修理の事業の届出の受理						○			
17	同法第46条第2項において準用する同法第12条第1項又は第5条第1項の規定による届出の事業者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理						○			
18	同法第48条の規定による必要な措置を採るべきことの命令						○			
19	同法第51条第1項の規定による販売の事業の届出の受理						○			
20	同法第51条第2項において準用する同法第12条第1項又は第45条第1項の規定による販売の事業を行いう者に係る事業の変更又は廃止の届出の受理						○			
21	同法第52条第2項の規定による運営事項を遵守べきことの勧告						○			
22	同法第53条第3項の規定による勧告に従えなかった旨の公示	○								
23	同法第54条第4項の規定による勧告に係る措置を採るべきことの命令						○			
24	同法第53条第1項ただし書の規定による輸出のため特許						○			

					量器を製造する旨の届出又は同法第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理				
25	同法第56条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理						○		
26	同法第57条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定による輸出のため特定計量器の範囲等をする旨の届出の受理						○		
27	同法第55条第2項の規定による装置検査の実施						○		
28	同法第50条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理						○		
29	同法第26条ただし書の規定による輸出のため特定計量器を販売する旨の届出の受理						○		
30	同法第40条第2項の規定による品質管理の方法についての検査の実施		○						
31	同法第36条第1項ただし書の規定による輸出のため特定計量器を製造する旨の届出の受理						○		
32	同法第102条第1項の規定による基準器検査の実施						○		
33	同法第107条の規定による計量証明の事業の登録		○						
34	同法第110条第1項の規定による事業規程又はその変更の届出の受理		○						
35	同法第110条第2項の規定による事業規程の変更命令						○		
36	同法第111条の規定による適合命令						○		
37	同法第113条の規定による登録の取消し又は事業の停止の命令		○						
38	同法第116条第1項の規定による計量証明検査の実施						○		
39	同法第120条第1項の規定による計量士が検査を行った旨の届出の受理						○		
40	同法第127条第3項の規定による計量管理の方法についての検査の実施		○						
41	同法第147条第1項の規定による届出						○		



									所長 保健所長
								<input type="radio"/>	保健所長
4 同法第30条第2項 (同法第2条ごとくして準用する場合を含む。)の規定による 食品衛生に関する監 視又は指導を行わせ ること。 (一) 西日本内のと 畜場に係るもの(食 肉衛生検査の分 掌事務に係るも のに限る。) (二) (一)以外のも の							<input type="radio"/>	食肉衛生検査 所長	
5 同法第48条第8項 の規定による食品衛 生管理者の氏名等の 届出又は食品安全管 理者の変更の届出の 受理							<input type="radio"/>	保健所長	
6 同法第22条第1項 の規定による飲食店 営業等を許すことの 許可							<input type="radio"/>	保健所長	
7 同法第33条第2項 の規定による許可當 業者の地図の提出の 届出の受理							<input type="radio"/>	保健所長	
8 同法第41条(同法 第2条ごとくして準用 する場合を含む。) の規定による食品等 の廃棄等の命令 (一) 西日本内のと 畜場に係るもの(食 肉衛生検査の分 掌事務に係るも のに限る。) (二) (一)以外のも の							<input type="radio"/>	食肉衛生検査 所長	
9 同法第56条第1項 の規定による営業の 許可の取消し、営業 の禁止又は営業の停 止							<input type="radio"/>	保健所長	
10 同法第56条(同法 第2条ごとくして準用 する場合を含む。) の規定による施設の 整備改善の命令又は 営業許可の取消し若 しくは営業の禁止若 しくは停止							<input type="radio"/>	保健所長	
11 同法第88条第2項 の規定による食品等 に起因して中毒した 患者又はその疑いの ある者についての保 健所長からの報告の 受理及び同法第3項 の規定による厚生労 働大臣への報告	<input type="radio"/>								
12 同法第90条第1項 又は第2項の規定に よる死体を解剖さ れることの決定	<input type="radio"/>								
二 食品衛生 法施行規則 昭和23年 厚生省令第 25号)に基 づく知事の	1 同様に第1条の規 定による申請書の 変更届の受理						<input type="radio"/>	保健所長	

権限に属する事務								
三 烏賀県食品衛生法施行条例(平成2年鳥取県条例第7号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同条例第3条第2項の規定による施設についての基準の一部を適用しないことの決定						○	保健所長
四 食品衛生法施行規則(昭和19年鳥取県規則第2号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同規則第7条ただし書の規定による試験品の採取量の変更						○	保健所長
	2 同規則第13条第1項の規定による許可認定交付又は同条第3項の規定による再交付						○	保健所長
	3 同規則第15条第1項の規定による営業の廃止の届出の受理						○	保健所長
五 と畜場法(昭和28年法律第114号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第4条第1項の規定による一般と畜場等の新可		○					
	2 同法第5条第2項の規定によると畜場において処理することができる獻畜の種類又は1日当たりの頭数の制限						○	食肉衛生検査所長
	3 同法第7条第6項の規定による衛生管理者の届出の受理(作業衛生責任者について、同法第10条第2項の規定により準用する場合を含む。)						○	食肉衛生検査所長
	4 同法第10条第2項の規定による作業衛生責任者の届出の受理						○	食肉衛生検査所長
	5 同法第12条第1項の規定によると畜場使用料若しくはとさ解体料の認可又はこれらの変更の認可		○					
	6 同法第13条第1項第1号の規定によると畜場以外の場所で自己及びその同居者の飲食に供する目的で獻畜をとさつする場合の届出の受理又は同條第3項の規定によると畜場以外の場所において献畜のとさつ等をする者に対するとさつ等の取扱方法等の指示						○	食肉衛生検査所長
	7 同法第14条第1項の規定による献畜のとさつ等係る検査又は同條第2項の規定による獻畜の解体に係る検査						○	食肉衛生検査所長
7の2	同法第14条第3項の規定による獻畜のとさつ等を持ち出す場合の検査						○	食肉衛生検査所長
	8 同法第16条の規定による獻畜のとさつ又は解体の禁止の措置等の実施						○	食肉衛生検査所長

九 製薬衛生 師法 昭和 41年法律第 115号) に基づく知 事の権限に属 する事務	1 同法第4条第1項 の規定による製薬衛 生師の免許又は同法 第3項の規定による 製薬衛生師免許の 交付		<input type="radio"/>						
十 製薬衛生 師法施行令	1 同令第3条第1項 の規定による製薬衛		<input type="radio"/>						

令和1年 政令第387 号に基づく 知事の権限に属する 事務	生前の名簿の訂正						
	2 同令第4条第2項 の規定による製薬衛 生師の名簿の登録の 消除		○				
	3 同令第5条第1項 の規定による製薬衛 生師免許証の書換え 交付		○				
	4 同令第6条第1項 の規定による製薬衛 生師免許証の再交付		○				
十一 鳥取県 ふぐの取扱い等に関する 条例(平成6年鳥取 県条例第7 号)に基づく 知事の権限に属する 事務	1 同条例第4条第1 項及び第3項の規定 によるふぐ処理師の 免許及び免許証の交 付		○				
	2 同条例第4条第2 項の規定によるふぐ 処理師名簿の登録		○				
	3 同条例第4条第4 項の規定による免許 証の書換え		○				
	4 同条例第4条第5 項の規定による免許 証の再交付		○				
	5 同条例第5条の規 定によるふぐ処理師 試験の実施		○				
	6 同法第6条第3項 の規定によるふぐ処 理師試験委員の委嘱 又は任命	○					
	7 同条例第9条第2 項の規定による意見 の聴取		○				
	8 同条例第11条の規 定によるふぐ処理師 免許の取消		○				
	9 同条例第12条第1 項の規定によるふぐ 取扱、営業の認可証					○	保健所長
	10 同条例第12条第3 項の規定による認可 営業台帳の登録及び 認可証の交付					○	保健所長
	11 同条例第12条第4 項の規定による認可 証の書換え					○	保健所長
	12 同条例第12条第5 項の規定による認可 証の再交付					○	保健所長
	13 同条例第14条第3 項の規定による認可 営業者の地圖の承認 に伴う認可営業台帳 の登録及び認可証の 書換え交付					○	保健所長
	14 同条例第15条の規 定による認可証の取消 し					○	保健所長
	15 同条例第19条の規 定による報告の窓口 及び立入検査					○	保健所長
十二 鳥取県 ふぐの取扱い等に関する 条例施行規則(平成	同規則第3条の規 定による死亡等の届 出及び審査された免 許証の受理及び登 録の抹消		○				

16年鳥取県 規則第78号 )に基づく 知事の権限に属する事務	2 同規則第7条の規定によるふく惣理師試験の合格証の交付  3 同規則第6条の規定による届出された謹臨印の受理及び登録の実施		○				
十三 鳥取県 魚介類卸商 条例(昭和 40年鳥取県 条例第9号 )に基づく 知事の権限に属する事務	1 同条例第2条第1項の規定による魚介類卸商を営むことの許可  2 同条例第4条の規定による行商登記の交付  3 同条例第7条の規定による行商登記の再交付  4 同条例第10条第1項の規定による魚介類卸商者の報告の請求又は検査の実施  5 同条例第11条の規定による食生活衛生上の危害の発生を防止するため必要な措置の命令  6 同条例第12条の規定による営業の停止の命令又は魚介類卸商の許可の取消し				○	保健所長	
十四 鳥取県 魚介類卸商 条例施行規 則(昭和40 年鳥取県規 則第29号 )に基づく 知事の権限に属する事務	1 同規則第5条の規定による魚介類卸商の許可に係る営業用の容器への標識のはり付け  2 同規則第9条の規定による許可申請書の記載事項の変更に係る変更届の受理  3 同規則第10条の規定による魚介類卸商の廃業に係る廃業届の受理				○	保健所長	
十五 食鳥処 理の事業の 規制及び食 鳥検査に関する法律(平成2年法律第70号)に基づく 知事の権限に属する事務	1 同法第3条の規定による食鳥処理の事業の許可  2 同法第6条第1項の規定による食鳥処理場の構造等の変更の許可  3 同法第8条の規定による食鳥処理の事業の許可の取消し又は事業の停止の命令  4 同法第9条の規定による食鳥処理場の整備改善の命令若しくは使用の禁止又は事業の停止の命令  5 同法第3条の規定による食鳥処理場の管理者の解任の命令  6 同法第6条第1項の規定による小規模食鳥処理業者の確認規程の認定及び同法第2条の規定による変更の認定				○	保健所長	

						<input type="radio"/> 保健所長
7	同法第16条第6項の規定による認定小規模食鳥処理業者に対する食鳥処理生管理者の解任命令					<input type="radio"/> 保健所長
8	同法第16条第8項の規定による認定小規模食鳥処理業者の確認規程の設立効力を失う期日の決定					<input type="radio"/> 保健所長
9	同法第6条第9項の規定による認定小規模食鳥処理業者への技術的指導及び助言					<input type="radio"/> 保健所長
10	同法第20条の規定による食鳥等を食用に供することができないと認めるとき、又は食鳥等により病原物を染するおそれがあると認めるときの措置の実施					<input type="radio"/> 保健所長
11	同法第24条第1項の規定による指定検査機関ご食用適合を委任した旨の厚生労働大臣への報告及び当該指定検査機関の名称等の公示	<input type="radio"/>				
12	同法第24条第3項の規定による指定検査機関の名称等を変更する旨の公示	<input type="radio"/>				
13	同法第28条第2項の規定による指定検査機関の業務規則の変更に対する意見の提出	<input type="radio"/>				
14	同法第29条第2項の規定による指定検査機関の事業計画及び收支予算又はその変更に対する意見の提出	<input type="radio"/>				
15	同法第31条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務の適正な実施のため必要な措置を採る旨の指示	<input type="radio"/>				
16	同法第32条第3項の規定による指定検査機関の食用適合の業務の休止又は停止の許可に伴う厚生労働大臣への意見の提出	<input type="radio"/>				
17	同法第34条第1項の規定による指定検査機関に対して食鳥検査を行はずむ旨の通知並びに同法第2項の規定によるその旨の厚生労働大臣への報告及び公示	<input type="radio"/>				
18	同法第36条第1項の規定による指定検査機関が食鳥検査の業務の休止に許可を受けたとき、厚生労働大臣が指定検査機関に対して食鳥検査の業務を停止を命じたとき、又は次にその他他の事由により指定検査機関が食鳥検査の業務を実施することが困難となった場合の検査実施	<input type="radio"/>				
19	同法第36条第3項の規定による食鳥檢	<input type="radio"/>				

							査の業務を行うこととなる旨又は行うこととなる事項がなくなった旨の公示
20	同法第37条第1項の規定による食鳥処理業者等に対する業務の状況の報告の徵収					<input checked="" type="radio"/>	保健所長
21	同法第37条第2項の規定による指定検査機関に対する食鳥検査の業務等の報告の徵収		<input checked="" type="radio"/>				
22	同法第38条第1項の規定による食鳥処理場等への立ち入り及び設備等の検査、関係者への質問又は食鳥肉等の取扱いの実施					<input checked="" type="radio"/>	保健所長
23	同法第38条第2項の規定による指定検査機関の事務所への立ち入り及び職員等の検査及び関係者への質問の実施					<input checked="" type="radio"/>	保健所長
24	同法第9条の規定による食鳥検査等を実施する職員の指定 (一) 保健所(職員)に係るもの (二) (一)以外のもの				<input checked="" type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>	保健所長
十六 肥料取締法(昭和25年法律第127号)に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第7条第1項の規定による普通肥料の登録		<input checked="" type="radio"/>				
	2 同法第10条の規定による普通肥料の登録簿等の交付		<input checked="" type="radio"/>				
	3 同法第12条第2項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新		<input checked="" type="radio"/>				
	4 同法第13条第1項の規定による普通肥料の登録簿の書類交付等		<input checked="" type="radio"/>				
	5 同法第6条第1項及び第3項の規定による公告並びに同法第4項の規定による農林水産大臣及びすべての都道府県知事への通知		<input checked="" type="radio"/>				
	6 同法第6条の2の規定による指定配合肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理		<input checked="" type="radio"/>				
	7 同法第9条第2項の規定による規格に適合しなくなった場合における普通肥料の看護度の許可		<input checked="" type="radio"/>				
	8 同法第21条の規定による肥料の施用上の注意等を表示すべき旨の命令	<input checked="" type="radio"/>					
	9 同法第22条の規定による特種肥料の生産業者及び輸入業者の届出の受理		<input checked="" type="radio"/>				
10	同法第23条の規定による販売業者についての届出の受理		<input checked="" type="radio"/>				